

## <輸出管理 DAY for ACADEMIA 2022 Q&A>

### <質問>

例えば、インド政府から奨学金を受けている学生の場合の輸出管理はどのように考えればよいのでしょうか？

インドは核開発をおこなっていることが周知ですが、そのことをもって需要者要件該当となってしまうのか？あるいは資金供給の省庁により決まる話なののでしょうか？

### <回答>

お問合せのインド政府から奨学金を受けている学生の場合は、我が国に入国後 6 ヶ月以上経過している場合でも、外為法で規制されている技術を提供する際には許可申請が必要となる特定類型②に該当することになります。

その上で、キャッチオール規制における「需要者要件」については、これまでも実施いただいている留学生（非居住者）を受け入れる際の学内審査と同様、当該学生の過去の研究内容等が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等である疑いがないか、当該学生の研究テーマと出身組織、奨学金支給国や機関が有する懸念情報との関係性などを踏まえ、ご判断いただくこととなります。

なお、事案毎に状況は異なると思いますので、ご判断に迷われる際には、個別に以下の申請窓口までご相談ください。

### <申請窓口>

安全保障貿易審査課

TEL:03-3501-2801

Email: qqfcbf@meti.go.jp

以上